

王寺町既存木造住宅耐震
診断事業実施要綱

令和2年4月改正

王 寺 町

王寺町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

第1条 趣 旨

この要綱は、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりのための第一歩として、地震時において倒壊して避難路等をふさぎ、避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性が高く、又は大規模火災の可能性のある木造住宅の耐震診断を早急に普及させるため、王寺町の既存木造住宅の耐震診断に係る事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 定 義

- 1 この要綱において「住宅」とは、一戸建ての専用住宅、一戸建ての住宅で店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）をいう。
- 2 この要綱において「耐震診断」とは、国土交通省監修の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」の基準に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。
- 3 この要綱において「耐震診断技術者」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に所属する建築士、または建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けている建設業の営業所に所属する建築士で特定非営利活動法人「人・家・街 安全支援機構」が実施する耐震診断技能講習会を受講し、耐震診断技能を有する者として登録されているものをいう。

第3条 事業対象区域

事業の対象となる区域（以下「事業対象区域」という。）は、次に掲げる区域とする。

- (1) 王寺町耐震改修促進計画に定める区域

第4条 事業対象建築物

事業の対象となる建築物（以下「事業対象建築物」という。）は、事業対象区域内に存する住宅のうち昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であって、延べ面積が250平方メートル以下でかつ地階を除く階数が2以下の住宅とする。

第5条 事業対象者

事業の対象となる者は、第4に規定する事業対象建築物の所有者又は所有者の

同意を得た者（共有の場合にあつては、共有者の全員により合意された代表者）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等の滞納がないこと。
- (2) 事業対象建築物の相続登記が完了していない場合にあつては、相続権利者を代表する者であることを確約できること。
- (3) 国その他地方公共団体の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

第6条 助成内容

1 王寺町長は、事業対象建築物の耐震診断に関して、当該建築物の所有者の申請に基づき、次に掲げる助成を行うものとする。

- (1) 事業対象建築物に対する耐震診断技術者の派遣
- (2) 耐震診断結果の説明及び耐震改修に向けてのアドバイス
- (3) (1)及び(2)に要する経費の一部

2 助成金の額及び事業対象建築物の所有者の負担額は、次のとおりとする。

助成の対象となる経費	助成金の額	事業対象建築物の所有者の負担額
耐震診断技術者の派遣に要する経費	事業対象建築物1件あたり、5,000円	事業対象建築物1件あたり、0円

第7条 助成の申請

第6による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断（契約含む。）に着手する前に、次に掲げる書類を王寺町長に提出しなければならない。

- (1) 王寺町既存木造住宅耐震診断事業助成申請書（第1号様式）
- (2) 事業対象建築物の所有者が確認できる書類
- (3) 事業対象建築物の建築時期が確認できる書類
- (4) 事業対象建築物の外観写真
- (5) 所有者が複数あるときは、申請者以外の所有者の同意書（第2号様式）
- (6) 確約書（第3号様式。第5条第2号の規定に該当する場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、王寺町長が必要と認める書類

第8条 助成の決定等

王寺町長は、第7の書類を受理し適当と認めるときは、助成の決定を行い、王寺町既存木造住宅耐震診断事業助成決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、王寺町長は、助成の目的を達成させるために必要な条件を付することができる。

- 2 王寺町長は、助成を実施しないことを決定したときは、王寺町既存木造住宅耐震診断事業不助成決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

第9条 変更の承認の申請

助成決定者は、当該助成の決定に係る内容を変更しようとするときは、王寺町既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更承認申請書（第4号様式）を王寺町長に提出しなければならない。

- 2 王寺町長は、前項の書類を受理し適当と認めるときは、王寺町既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更承認決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

第10条 中止の承認の申請

助成決定者は、当該助成の決定に係る耐震診断を中止しようとするときは、王寺町既存木造住宅耐震診断事業助成中止承認申請書（第6号様式）を王寺町長に提出しなければならない。

- 2 王寺町長は、前項の書類を受理し適当と認めるときは、王寺町既存木造住宅耐震診断事業助成中止承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

第11条 その他

この要綱に規定するもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、王寺町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の王寺町既存木造住宅耐震診断

事業実施要綱の規定は令和2年度分の補助金から適用する。